

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

<p>路線名</p>	<p>さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>志木市中宗岡四丁目一七七三番四地先から同市中宗岡四丁目一七七三番二二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和元年十月四日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十三年二月十八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長五・六三メートル</p>